

雨竜町蜂の巣駆除助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、蜂の巣駆除に要する経費の一部を助成することにより、蜂による被害を防止することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 町内において蜂が営巣している建物又は土地（以下「建物等」という。）の所有者、管理者又は賃借している者（町内に在住している個人に限る。）であること。
- (2) 蜂の巣駆除を業とする事業者（以下「駆除業者」という。）に蜂の巣駆除を委託した者であること。
- (3) 町税等を滞納していないこと。

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、蜂の巣駆除に係る経費（当該駆除のために行う建物等の一部取り壊しに要する経費、その他蜂の巣駆除に付随する作業に係る経費を除く。）であって、当該年度に係るものとする。

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、対象経費の4分の3に相当する額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、その額が15,000円を超える場合は、15,000円を限度とする。

(助成金の交付申請及び請求)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、蜂の巣駆除を行った日の属する年度の末までに、蜂の巣駆除助成金交付申請書兼請求書（第1号様式）に、次の掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 駆除業者の発行する領収書（駆除のほか、建物等の一部取り壊しや駆除に要した経費の詳細が分かるもの）の写し
- (2) 駆除する前と駆除した後の状況が分かる写真（駆除前の写真撮影が困難な場合を除く。）
- (3) 駆除した蜂の巣の位置図又は見取図
- (4) その他町長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、当該審査の結果、交付することが適当であるか否かを決定し、当該決定の内容を蜂の巣駆除助成金交付決定・却下通知書（第2号様式）により申請者に通

知するものとする。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付が適当であると認める場合は、前条に規定する請求により助成金を交付するものとする。

(助成金の取消)

第7条 町長は、前条第1項の規定により助成金を不正な手続きによって交付決定を受けた場合は、当該助成金の交付決定を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第8条 町長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る助成金を既に交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。